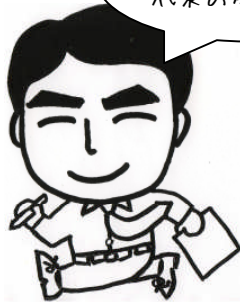


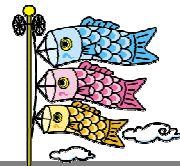
こんにちは  
代表の妹尾です



# 法務ページ・かわら版

発行◆せのお社会保険労務士・行政書士事務所 岡山県井原市岩倉町 1081-1 TEL 0866.63.3213

平成 24 年(2012 年) 5 月 1 日号 VOL.39  
【江戸時代の鯉のぼりは黒一色だけ。東京オリンピック  
をきっかけに現在のカラフルな鯉のぼりが登場した】



平成 24 年  
第 49 号

こんにちは。このニュースレターも来月で 50 号になります。  
始めたときはいつまでできるかな(汗)と思っていましたが、とりあえず 50 号を迎える  
ことができそうなので、ホッとしてる社会保険労務士・行政書士事務所の妹尾です。

## ◎広島の人が免許をとって最初にドライブへ行くところ…

皆さん、ご存じでしたか？ 私がよく読む新聞に「広島のだん」という記事があり、  
その中に広島の人が免許をとって最初にドライブへ行く先は、山口県岩国市にある  
「山賊」というお店だそうです。

実は私も 20 年前、当時の会社の先輩に連れられ、  
行ったことがあります。その「山賊」に今回、春休みを  
利用して家族で行って来ました。

ここのお店の特徴は、なんといってもお店の外観です→  
派手な外観のため、うちの義理の両親は怪しいお店がある  
と、目の前を通っても素通りしていただくくらいですから。

メニューはというと、名物の串刺しにした鶏肉「山賊焼き」と  
巨大なおにぎり「山賊おすび」が人気で、もちろん私たちも  
それをお目当てにして来たので、注文しました。

ところが、子供たちの分だけ頼んで、家に帰ってから  
よく考えてみると、まるまる一本食べていなかったことに  
気がつき、大ショック (T\_T)

帰ってから、未だに「山賊焼き食べたい〜」と口にすると  
「パパまだ言っとる」と子供たちから突っ込まれています。  
だって食べたかったんだもお〜ん (-“-) (文・妹尾 悟)



●派手な外観で有名な「山賊」



●こちらが一番人気の山賊焼きです。



●こんなふうにかぶりつきたかった…

お問い合わせは 0866-63-3213 まで



受付時間●日祝以外、午前 9 時～午後 6 時 FAX050-1188-2050 (FAXは 24 時間受付)

知っておくと得する！  
**法律知っ得**

## 「103万円と130万円のちがい」

●103万円と130万円のちがいについて、よく質問をお受けします。2つの数字については現場でも混乱しがち。わかりやすく理解するために比較して考えてみました。

### ●税法と健康保険（国民年金）法

「103万円と130万円の違っていて、なんですか？」という質問をよくいただきます。

「103万円」という数字は税法上の控除対象配偶者に関係するもの。（年間所得38万円以下であること）に対し、「130万円」は健康保険（年金）上の被扶養者（第3号被保険者）に関係する数字になります。（ただし、60歳未満で、障がい者でなく、被保険者の収入の半分以下であること）

また、税法上の控除対象配偶者がその年の1月1日～12月31日までの所得でみるのに対し、健康保険（年金）上の被扶養者（第3号被保険者）はその時点から将来に向かって1年間の見込みをみます。

そして、控除対象配偶者が戸籍上の配偶者でないとも認められませんが、健康保険（年金）上の被扶養者（第3号被保険者）は生計維持の実態があれば内縁関係でも認められます。

### ●対象となる収入のちがい

税法上の控除対象配偶者であるメリットは、所得税を支払わずに、パートなどの給与をまるまる収入とできることです。さらに、夫が国民年金の第2号被保険者（協会けんぽなどの被保険者）であれば、第3号被保険者となり、国民年金の保険料を支払わなくても、将来、満額の年金を受け取ることができます。

さらに、103万円（年間所得38万円）を超えて、配偶者控除の適用が受けられないときでも、配偶者の所得金額に応じて、一定金額の所得控除が受けられます。（給与収入だけで141万円未満とする）

ちなみに、税法上の控除対象配偶者を見るときは収入から非課税通勤手当、失業給付は除きますが、健康保険（年金）上の被扶養者（第3号被保険者）を見るときは給与の総額でみて、失業給付が3,612円以上受けられる場合は認められません。

## お知らせ

### 「経営戦略を人材育成計画に落とし込み、仕事ができる社員を増やす方法」

#### 開催のお知らせ

- 平成24年5月19日（土）PM1:30～3:30
  - 当事務所（井原市岩倉町1081-1）
  - 定員5名 ●参加費1,000円（資料代含む）
- ※詳しくは当事務所HPまたは当事務所まで直接、ご連絡ください。

### せのじむこと妹尾悟の独立開業物語 ～Vol.18～ 「粗利益100%!？」

たまに、「いいですね～、粗利益が100%で！」と言われる。確かに私たち士業は知識（と時間）を売っていますので、決算書上では、ほぼ粗利益100%のように見えます。

しかし、法改正があれば、それについての書籍を買い、場合によってはセミナーに参加します。

また、常に情報の収集と新商品（社内研修などの）の習得のため、情報料やセミナー参加費などお金をかけて「仕入れ」をしています。

それもこれも、お客様のお役に立てることを考え、常に探しているからです。

ですから、まったく「仕入れなし」の粗利益100%はあり得ないわけですね。

もし、そのような士業の方がいたとしたら誰のためにお仕事をしているのか、尋ねてみたいところです。

つづく



●ホームページは「せのお事務所」で検索してください。すぐに見つかりますよ！！

ホームページ <http://www.senojimu.net/>